



## 資料編

## I 環境計画町民会議の活動

「未来の子ども達により良い環境を残したい、そのために今生きている私たちが何をしなければならないか。」それを考える環境計画町民会議が町長の私的諮問機関として平成15年6月に天売地区23名・焼尻地区15名・羽幌27名の総勢65名で発足しました。

会議の話し合いの中で、今私たちが出来ること、しなければならないことに沢山気が付き、そして数々の行動に結びつきました。これは、今後私たち町民が、未来の子ども達に素敵な自然環境、豊かで質の高い環境を残して行くための大事な行動の始まりだと言えます。

### 【環境計画町民会議の活動経緯】

平成15年6月 第1回目の会議を天売地区からはじめ、それから2年間のべ25回にわたり実施し、この環境基本計画と環境保全条例の素案を作りました。

しかし、天売・焼尻地区は5月から9月ごろまでは漁業繁忙期と観光シーズンのため会議開催が思うように出来ず、10月以降は悪天候のため定期船が欠航するなど、天売・焼尻地区での会議運営には課題を残しました。

各会議でのテーマは、

- 第1回 「羽幌町の環境を守る基本計画策定事業の内容」 (平成15年6月実施)
- 第2回 「自然環境で課題・問題点となるもの」 (平成15年8月実施)
- 第3回 「生活環境で課題・問題点となるもの」 (平成15年11月実施)
- 第4回 「私たちに出来ること・しなければならないこと」 (平成16年1月実施)
- 第5回 「環境を良くするために行政や事業者、観光客などにしてもらいたいこと」  
(平成16年5月実施)

※天売焼尻地区では漁業の繁忙期に入ったため書面会議としました。

- 第6回 羽幌地区「ごみマップ」づくり (平成16年6月実施)  
天売・焼尻地区「17年度スケジュール、環境基本計画の概要」(平成17年4月実施)  
※平成16年7月と10月に天売・焼尻地区での第6回会議として環境講演会の実施を予定しましたが、講師のスケジュール変更と定期船欠航のため2度とも中止となりました。
- 第7回 羽幌地区「花マップ」づくり (平成16年8月実施)  
天売・焼尻地区「環境基本計画、条例案の説明」 (平成17年10月実施)
- 第8回 羽幌地区「17年度スケジュール、環境基本計画の概要、エコショップ事業について」 (平成17年3月実施)
- 第9回 羽幌地区「ごみマップ」づくり (平成17年5月実施)
- 第10回 羽幌地区のみ実施「花マップづくり、環境基本計画、条例案の説明」  
(平成17年9月実施)
- 第11回 羽幌地区「環境基本計画、条例案の説明」 (平成17年10月実施)

環境計画連絡調整会議(役場内プロジェクトチーム)との連携については、テーマごとに会議結果報告書を配布することで、町民会議メンバーの意見を出来るだけ多く伝えました。

また、基本計画・条例の作成段階の平成17年1月から10月までは、町民会議の意見を事務局を通して、頻りにメールで交信し意見交換を行いました。

環境計画町民会議では、会議の中で気が付いた、今私たちが出来ること、しなければならないことを、独自事業として実際に様々な取り組みを行いました。

| 年 月 日                | 会 議 テ ー マ   |
|----------------------|---|
| 平成14年4月1日            | 農林水産課に自然環境係新設   |
| 平成14年12月             | 「羽幌町自然と環境とくらしのアンケート」実施  |
| 平成15年1月              | 町民会議メンバー募集開始  |
| 平成15年7-8月            | 「羽幌町自然と環境とくらしのアンケート」観光客対象実施   |
| 平成15年6月29日           | 天売地区 第1回 環境計画町民会議<br>委嘱状の交付、羽幌町 自然と環境とくらしのアンケート結果報告、環境問題<br>参考ビデオ鑑賞、グループ討議（班長の選出）   |
| 平成15年6月30日           | 焼尻地区 第1回 環境計画町民会議（同上）   |
| 平成15年7月1日            | 羽幌地区 第1回 環境計画町民会議（同上）   |
| 平成15年8月24日           | 天売地区 第2回 環境計画町民会議 「自然環境で課題・問題点となるもの」  |
| 平成15年8月25日           | 焼尻地区 第2回 環境計画町民会議（同上）   |
| 平成15年8月26日           | 羽幌地区 第2回 環境計画町民会議（同上）   |
| 平成15年9月19日           | 第1回 環境計画 連絡調整会議（役場内プロジェクトチーム）<br>「羽幌町の環境を守る基本計画策定事業」の内容説明と今後のスケジュール<br>「羽幌町 自然と環境とくらしのアンケート」結果報告、町民会議審議内容説明               |
| 平成15年10月24日          | 羽幌地区 第3回 環境計画町民会議<br>テーマ「天売・焼尻・羽幌それぞれの地区で生活環境で課題・問題点となるもの」<br>「グリーン度チェック、グリーンコンシューマー」<br>「羽幌町 自然と環境とくらしのアンケート（環境客対象）」結果報告 |
| 平成15年10月26日          | 焼尻地区 第3回 環境計画町民会議（同上）   |
| 平成15年11月16日          | 天売地区 第3回 環境計画町民会議（同上）   |
| 平成16年1月30日           | 羽幌地区 第4回 環境計画町民会議<br>テーマ「私たちに出来ること、しなければならないこと」   |
| 平成16年2月1日            | 焼尻地区 第4回 環境計画町民会議（同上）   |
| 平成16年2月2日            | 天売地区 第4回 環境計画町民会議（同上）   |
| 平成16年2月13日           | 羽幌町環境審議会<br>「羽幌町の環境を守る基本計画策定事業」の内容説明と今後のスケジュールの報告   |
| 平成16年5月11日           | 羽幌地区 第5回 環境計画町民会議<br>テーマ「行政に対してしてほしいこと、事業者に対してしてほしいこと、観光<br>客に対してしてほしいこと」「平成16年度 環境計画町民会議 実施事業に<br>ついて」                   |
| 平成16年6月10-15日        | 羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」カキを入れる網袋縫い作業   |
| 平成16年6月11日           | 羽幌地区 第6回 環境計画町民会議<br>テーマ「ごみマップづくり」「水質浄化班 福寿川水質浄化計画について」<br>「花マップづくり」  |
| 平成16年5月24日<br>-6月11日 | 役場ロビー 環境計画町民会議報告展示会 1年間の環境計画町民会議の活動状況<br>を写真とパネルで報告   |

| 年 月 日            | 会 議 テ ー マ   |
|------------------|---|
| 平成16年6月18日       | 羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」 サロマ漁協よりカキ貝殻を輸送                              |
| 平成16年6月26日-7月3日  | 羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」 カキ貝殻袋詰作業、イカダ組み作業                            |
| 平成16年7月3日        | 羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」 カキ貝殻設置場所まで輸送作業                              |
| 平成16年7月4日        | 羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」<br>カキ貝殻設置作業 福寿川 サンセットプラザ横に設置                |
| 平成16年7月1-12日     | 中央公民館ロビー 環境計画町民会議報告展示会<br>1年間の環境計画町民会議の活動状況を写真とパネルで報告             |
| 平成16年7月15日-8月3日  | 羽幌郵便局ふれあいコーナー (同上)  |
| 平成16年7月22日-8月27日 | すこやか健康センター (同上)   |
| 平成16年8月25日       | 羽幌地区 第7回 環境計画町民会議<br>テーマ「花マップづくり」、「スローライフ班 プリンせっけんづくり講習会<br>について」 |
| 平成16年9月2日        | 羽幌地区 独自事業 「プリンせっけんづくり講習会」   |
| 平成16年10月27日      | 羽幌地区 独自事業 プリンせっけん町民配布用ペットボトル詰め作業                                  |
| 平成16年11月3日       | 羽幌地区 独自事業 プリンせっけん町民配布<br>羽幌町民芸術祭 舞台公演日にペットボトル詰め300本を町民に配布         |
| 平成16年11月23日      | 焼尻地区 独自事業 「プリンせっけんづくり講習会」 メンバーのほか一般島民参加                           |
| 平成16年11月24日      | 天売地区 独自事業 (同上)  |
| 平成16年12月8-9日     | 羽幌地区 独自事業 「リサイクル・キャンドルとローソクづくり講座」                                 |
| 平成17年3月15日       | 羽幌町環境審議会 環境計画策定事業実施状況を説明  |
| 平成17年3月24日       | 羽幌地区 第8回 環境計画町民会議<br>テーマ「17年度スケジュール、環境基本計画の概要、エコショップ事業について」       |
| 平成17年4月13日       | 羽幌町議会産 業厚生常任委員会 環境計画策定事業実施状況を説明                                   |
| 平成17年4月18日       | 焼尻地区 第6回 環境計画町民会議<br>テーマ「17年度スケジュール、環境基本計画の概要、エコショップ事業について」       |
| 平成17年4月24日       | 天売地区 第6回 環境計画町民会議 (同上)  |
| 平成17年4月27日       | 羽幌地区 独自事業 プリンせっけんづくり講習会   |
| 平成17年5月23日       | 羽幌地区 第9回 環境計画町民会議 ごみマップづくり  |
| 平成17年5月26日       | 焼尻地区 独自事業 島民植樹会   |
| 平成17年5月30日       | 羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」 サロマ漁協よりカキ貝殻を輸送                              |
| 平成17年6月10日       | 羽幌地区 独自事業 町道朝日公園高台線 駐車場公園ごみ調査                                     |
| 平成17年6月25-26日    | 羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」 カキ貝殻袋詰作業                                    |
| 平成17年7月2-3日      | 羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」 カキ貝殻設置作業 海鳥センター<br>裏福寿川に設置                  |
| 平成17年7月4日        | 羽幌地区 独自事業 羽幌保育園父母の会主催 プリンせっけんづくり講習会                               |
| 平成17年8月10-24日    | 中央公民館ロビー 環境計画町民会議活動報告展示会  |
| 平成17年8月25日-9月8日  | 羽幌郵便局ふれあいコーナー 環境計画町民会議活動報告展示会                                     |
| 平成17年9月6日        | 羽幌地区 第10回 環境計画町民会議<br>テーマ「花マップづくり、環境基本計画、条例案の説明」                  |



| 年 月 日                  | 会 議 テ ー マ   |
|------------------------|---|
| 平成17年9月20日-10月14日      | 役場ロビー 環境計画町民会議活動報告展示会と花マップ展示  |
| 平成17年10月7日             | 羽幌地区 第11回 環境計画町民会議 テーマ「環境基本計画、条例案の説明」                               |
| 平成17年10月12日            | 焼尻地区 第7回 環境計画町民会議 テーマ「環境基本計画、条例案の説明」                                |
| 平成17年10月15日            | 天売地区 第7回 環境計画町民会議 テーマ「環境基本計画、条例案の説明」                                |
| 平成17年10月18-31日         | 羽幌郵便局ふれあいコーナー 花マップ展示  |
| 平成17年10月27日            | 羽幌地区 独自事業 プリンせっけんづくり講習会   |
| 平成17年10月31日            | 役場幹部会議室 町長へ「羽幌町の環境を守る基本計画、羽幌町環境保全条例」<br>答申書提出                       |
| 平成17年10月31日<br>-11月10日 | 中央公民館ロビー 花マップ展示   |
| 平成17年11月3日             | 中央公民館ロビー 町民芸術祭 舞台公演日にプリンせっけん無料配布                                    |
| 平成17年11月14日            | 羽幌高校 プリンせっけんづくり講習会<br>羽幌高校2年生3クラスでプリンせっけんづくり講習会を実施                  |
| 平成17年11月17日            | 羽幌町環境審議会 「羽幌町の環境を守る基本計画、羽幌町環境保全条例」を説明                               |
| 平成17年11月28日            | 羽幌町議会 産業厚生常任委員会 「羽幌町の環境を守る基本計画、羽幌町環境保<br>全条例」を説明                    |
| 平成17年12月7日             | 羽幌地区 独自事業 「リサイクル・キャンドルとローソクづくり講座」                                   |
| 平成17年12月15日            | 羽幌地区 独自事業 町内公共施設点灯用リサイクルキャンドルづくり                                    |
| 平成17年12月19-30日         | まちあかり運動 羽幌地区環境計画町民会議が作ったリサイクルキャンドルを役場、<br>すこやか健康センター、羽幌保育園、総合体育館で点灯 |
| 平成18年 1月14日            | 中央公民館 自然科学教室 自然科学教室の子ども達と「リサイクルキャンドルづ<br>くり講座」開催                    |
| 平成18年 2月16日            | 羽幌町環境審議会 「羽幌町の環境を守る基本計画、羽幌町環境保全条例」を承認                               |
| 平成18年 3月 8日            | 平成18年第 2 回羽幌町議会定例議会 「羽幌町環境保全条例」議決                                   |

## 【独自事業】

### 1 ごみマップづくり

平成16年度と17年度の2回にわたり羽幌地区環境計画町民会議メンバー自身がカメラを持ち、ごみの不法投棄現場やポイ捨て現場を撮影し、大きな地図に写真を貼り付けごみマップを作りました。

そして、役場や中央公民館、すこやか健康センター、郵便局など公共施設で貼り出し、町民へごみ不法投棄の実状を知らせごみ処理マナーの徹底を訴えたほか、郊外の大規模な不法投棄現場でごみ回収と投棄内容の調査を行いました。

### 2 福寿川をきれいにしよう

羽幌町市街地の中央を流れる福寿川は観光の中心のサンセットプラザはぼろや羽幌バラ園、北海道海鳥センターの横を流れるとともに、繁華街のすぐ横を流れる川です。2級河川羽幌川は切り替え事業で市街地北端へ移動し、福寿川が残留河川としてコンクリートの3面張り整備されました。

一方平成14年に公共下水道が供用開始されましたが、下水道に接続する家庭がなかなか増えず、相変わらず家庭からの生活雑排水が福寿川に流れ込んでいます。そのため、川底にはヘドロが溜まり、春から夏にかけ溜まったヘドロからガスが発生し周囲に悪臭を放ち、せっかくの観光スポットが台無しとの苦情が寄せられていました。

その様な折、町民会議の活動を知る町民から水質改善のためにカキ貝殻利用の意見が寄せられ、調査を行い実施しました。カキ貝殻は佐呂間漁協から6トンが無償で譲り受け、地元の漁家からは使わなくなった漁網をいただき、袋に縫ってカキ貝殻を詰め、水底に設置しました。

平成16年7月に初めてカキ貝殻を設置し、この夏は猛暑が続きましたが、ガスの発生や悪臭の苦情は出ませんでした。引き続き平成17年7月には8トンを設置しました。平成17年の夏も暑い日が続き、ガスの発生や悪臭が心配されましたが、福寿川周辺に住む町民からは昨年と同様臭いがしなくなったとの声を聞きます。

### 3 プリンせっけんづくり

河川の汚れの8割は家庭からの生活排水が原因と言われています。

町民会議では福寿川の水質浄化を行う一方で、家庭から出される生活雑排水、特に洗剤に注目しました。現在ほとんどの町民が使用している合成洗剤を自然にやさしいせっけんに替える運動と、これに併せてせっけんづくり講習会を行い、家庭から川や海を汚さない運動を行っています。

使用済み食用油にごはんと苛性ソーダと熱湯を加えるとプリンのようにやわらかいせっけんが出来ます。食器洗いから洗濯、トイレ・お風呂洗いまで様々な用途で使えるとても優秀なせっけんです。

プリンせっけんづくり講習会は、平成16年9月に羽幌地区で行い、11月に天売・焼尻地区でも行いました。平成17年度は4月と9月に羽幌地区でプリンせっけんづくり講習会を行い、「出前講座」として平成17年7月に羽幌保育園父母の会主催で、11月には羽幌高校の2学年3クラスを対象にプリンせっけんづくり講習会を行いました。



## 4 花マップづくり 花の街づくり

平成14年に実施した環境アンケートでは、嫌いな場所の上位に街並みが入りました。統一性が無く殺風景で緑や花が少ない、活気が無くさみしいというのが主な理由です。

町民会議メンバーから「花壇や鉢植えなどで花を飾っている方々を紹介し、もっと町を花で飾る運動をしたい」との意見が出ました。

そして、平成16年度と17年度の2回ごみマップと同じように各メンバーがカメラで花を飾っている風景を撮影し、大きな地図に貼り出し「花マップ」をつくり、花壇編と窓辺編に分けてそれぞれきれいに町を飾っている方々を10人ずつ選びました。

この花マップは、役場ロビーや中央公民館、郵便局などで掲示し広く町民のみなさんに見ていただき、花の街づくりの意識向上を図りました。

## 5 リサイクルキャンドルづくりとまちあかり運動

まちあかり運動とは、春から秋までは花で町を飾り、冬はローソクなどで窓辺に明かりを灯そうという運動です。冬の毎週土曜日の午後6時から9時までの3時間アイスキャンドルやスノーランタン、外灯などで窓辺や玄関先を飾り、道行く人に少しでも暖かさや灯火を分け、また家の中では電気を消してローソクを付け静かな夜を楽しみませんかという運動を平成16・17年度と行いました。

その前段で、使用済みの食用油からつくるリサイクルキャンドルとローソクづくり講座を平成16年12月に2回、17年度は1回開催しました。

駅前ターミナル商店街では平成16年12月にローソクで商店街を灯すキャンドルナイトを実施し、翌年はリサイクルキャンドルづくり講座に参加し、リサイクルキャンドルでキャンドルナイトを実施しました。

羽幌高校でも平成17年12月に希望者が集まり、リサイクルキャンドルづくりが行われました。高校生の作ったキャンドルの一部は特別養護老人ホームしあわせ荘へプレゼントされました。

環境計画町民会議でも平成17年12月にリサイクルキャンドルを120個作り、羽幌町役場、すこやかセンター、羽幌保育園、羽幌町総合体育館で2週間灯しました。

北海道海鳥センタージュニアレンジャー、中央公民館自然科学教室の子ども達も平成18年1月にリサイクルキャンドルづくりを行い、北海道海鳥センター、中央公民館の前をキャンドルの明かりで飾りました。あちこちの玄関先や窓辺から電飾やあかりが灯されるようになり、少しずつまちあかり運動が広まっています。

## 6 島民植樹会

平成17年5月焼尻島羽幌町めん羊牧場の沢地で、島民植樹会が開催されました。

焼尻地区の環境計画町民会議の話し合いの中で、森の恵みが沢から海へと流れ、ウニやアワビの子ども達の餌になると学び、昔の海を取り戻すために木を植えることになりました。焼尻中学校と一緒に参加し一般島民も含めて、300本の苗木を植えることが出来ました。

## 7 ビオトープづくり

平成16年1月に結成された「羽幌みんなでつくる自然空間協議会」は、町民の手で「守って行く環境」を学ぶことが出来るビオトープ公園「自然空間はぼろ」をつくることを目的とした民間団体です。この活動に環境計画町民会議のメンバーが大勢中核として参加しています。このビオトープづくりこそ、町民が自ら考え行動する事業のモデルとなりうるものです。

## 2 環境計画町民会議 委員名簿

### 【焼尻地区】

| No. | 氏名     | 備考 |
|-----|--------|----|
| 1   | 白幡 進   |    |
| 2   | 根津 峰子  |    |
| 3   | 高田 悦子  |    |
| 4   | 佐藤 實子  |    |
| 5   | 三浦 龍之  |    |
| 6   | 石川 みゆき |    |
| 7   | 村井 清人  |    |
| 8   | 高松 裕子  |    |
| 9   | 福本 基   |    |
| 10  | 高橋 正   |    |
| 11  | 藤田 貴子  |    |
| 12  | 寺坂 國廣  |    |
| 13  | 佐藤 志津子 |    |
| 14  | 佐藤 一夫  |    |
| 15  | 佐藤 貢   |    |

### 【天売地区】

| No. | 氏名     | 備考          |
|-----|--------|-------------|
| 1   | 斉藤 暢   |             |
| 2   | 網野 博   |             |
| 3   | 川口 芳孝  |             |
| 4   | 坂本 武房  |             |
| 5   | 野上 正弘  |             |
| 6   | 佐藤 勝治  |             |
| 7   | 山本 志保子 |             |
| 8   | 小林 利江子 |             |
| 9   | 和田 則子  |             |
| 10  | 奈良 清志  |             |
| 11  | 竹内 英則  |             |
| 12  | 児玉 恒志  |             |
| 13  | 本間 誠   |             |
| 14  | 佐藤 満夫  |             |
| 15  | 吉田 茂   |             |
| 16  | 万谷 美喜子 |             |
| 17  | 畠山 聖子  |             |
| 18  | 大関 鉄矢  |             |
| 19  | 坂本 拓紀  |             |
| 20  | 奈良 敏充  |             |
| 21  | 吉田 美波  |             |
| 22  | 萬谷 千秋  |             |
| 23  | 寺沢 英幸  |             |
| 24  | 網野 育美  | 平成17年4月より参加 |

### 【羽幌地区】

| No. | 氏名      | 備考 |
|-----|---------|----|
| 1   | 本間 紀充   |    |
| 2   | 榊原 照夫   |    |
| 3   | 寺田 千恵子  |    |
| 4   | 竹谷 るみ子  |    |
| 5   | 小寺 克彦   |    |
| 6   | 津田 益延   |    |
| 7   | 津田 美智子  |    |
| 8   | 北條 由紀子  |    |
| 9   | 春日井 寿美子 |    |
| 10  | 小野 美穂子  |    |
| 11  | 斉藤 紀子   |    |
| 12  | 田中 潤子   |    |
| 13  | 青山 忠幸   |    |
| 14  | 米山 しげみ  |    |
| 15  | 菅原 新一   |    |
| 16  | 松原 浩一   |    |
| 17  | 野上 京子   |    |
| 18  | 長谷部 幹夫  |    |
| 19  | 五十嵐 芳信  |    |
| 20  | 柴田 忠    |    |
| 21  | 東出 晃寿   |    |
| 22  | 渡辺 奈智   |    |
| 23  | 須川 絹恵   |    |
| 24  | 逢坂 聡美   |    |
| 25  | 宮田 美由記  |    |
| 26  | 小松 貴覚   |    |
| 27  | 乙部 和祐   |    |



### 3 羽幌町環境保全条例

#### 前文

私たちのまち羽幌は、秀峰ピッシリをいただき、緑あふれ、みのり多い山野と豊かな海、国立公園に指定されている天売・焼尻の両島を抱え、この豊かな自然の恵みのもとで生活を営み、個性ある文化を育んできた。

しかし、私たちの生活に物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で資源やエネルギーの大量消費を伴い、また大量の廃棄物を生むなど環境への負荷を増大させている。そして、その影響は単に地域の環境だけではなく、地球全体へと広がっている。

私たちには、健康で文化的な生活を営むため、豊かで質の高い環境の恵みを楽しむ権利があるとともに、良好な環境を保全し、活用し、未来へ引き継ぐ責任と義務がある。そのため、私たち自身が生態系の一部であることを自覚し、環境への負荷を発生させながら生活していることを認識しつつ、人と自然との共生を目指し、持続可能な循環型の社会を築いていく必要がある。

ここに、私たちは、今後も豊かな自然環境とともに暮らしていくことができるよう、自然の仕組みを再認識し、環境に配慮したまちづくりを積極的に取り組むため、この条例を制定する。


#### (目的)

第1条 この条例は、豊かで質の高い環境の保全・活用・継承（以下「環境の保全等」という。）についての基本的な考え方を定め、住民・事業者・団体・観光客・町（以下「住民等」という。）それぞれの責任と義務を明らかにするとともに、環境の施策の基本となる事項を定め、施策を総合的・計画的に推進し、町民が豊かで質の高い環境の恵みを楽しるとともに後代に伝え続けることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 豊かで質の高い環境公害の防止、自然環境の保全はもとより、生態系が保全され、かつ清浄な水や大気、身近な緑や自然・動植物との豊かなふれあいが確保され、歴史的・自然的遺産や景観が適正に保全されている状態をいう。
- (4) 保全・活用・継承祖先から受け継いだ自然を大切に、汚さないように守り育てること、自然を活かしたまちづくりをすすめること、及び自然を次の世代へより良い自然として引き継ぐことをいう。



### (基本的な考え方)

第3条 環境の保全等は、現在と未来の町民が豊かで質の高い環境の恵みを楽しむとともに、そのような環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。

2 住民等は、それぞれが責任と義務を自覚し、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現に向けた活動について、自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境の保全の上に成り立つものであるため、住民等の各主体によって自らの地域の問題として捉えられ、それぞれの日常生活や事業活動を通じて積極的に推進しなければならない。

### (住民の役割)

第4条 住民は、環境への負荷の減少に努めるとともに、環境まちづくりへの積極的な関与など、様々な活動に取り組み、次の各号に定める役割を果たすべきものとする。

(1) ライフスタイルを見直し、日常生活の中で省エネルギーやごみの減量など環境への負荷の低減に努める。

(2) 身近な自然・動植物の保全活動や環境まちづくりなど、様々な面で環境の保全等に主体的に取り組む。

(3) 環境の分野で自主的に活動している住民団体・各種団体等の取り組みに積極的に参加する。

(4) その他、様々な活動を通じて、環境の保全等に取り組む。

### (事業者の役割)

第5条 事業者は、持続可能な社会の実現のため、事業活動の発展と環境の保全等との両立をめざすため、次の各号に定める役割を果たすべきものとする。

(1) 関係法令等を遵守し、公害の防止、循環型社会の形成、エネルギーの有効利用、産業廃棄物の発生抑制等、環境に配慮した事業をすすめる。

(2) 分野を問わず新たな事業を行う際には、環境に配慮する。

(3) 地域の環境活動への参加・支援などに自主的に取り組む。

(4) 消費者である住民や団体、観光客、町と協働し、地域の環境への取り組みに積極的に貢献する。

### (町の役割)

第6条 町は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、次の各号に定める役割を果たすべきものとする。

(1) より効果的な取り組みとなるよう、主体間の取り組みを調整する。

(2) 住民等が取り組みに参加しやすい仕組みや支援制度等の整備を行う。

(3) 適宜、環境教育を実施する。

(4) 国、北海道や近隣市町村等との共同の取り組みを行う。

(5) その他、環境関連施策を実施する。



### (観光客の役割)

第7条 豊かな自然を体感し享受することを目的として羽幌町を来訪する観光客は、羽幌町の地域社会の一構成員としての自覚と責任を持ち、自然環境に対して、生態系の自然特性を変化させないような方法で、これを持続的に利用すべきものとする。

### (施策の基本方針)

第8条 町は、第3条に定めた基本的な考え方に基づき、各主体が環境の保全等を行うことが出来るよう、施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 自然のしくみを再認識し、環境に配慮した生活を自ら考え、行動し、創り出すことのできる住民育成に関する事項

(2) 自然に学び自然のしくみを再認識し自然とともに暮らす地域づくりに関する事項

(3) 事業活動の発展と環境の保全等に関する事項

(4) ライフスタイルの見直しに関する事項

(5) 町が行う事業に関する事項

(6) 観光客に関する事項

3 町長は、基本方針を定めたときは遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定する。

### (規制の措置等)

第10条 町は、公害の原因となる行為及び環境の保全等に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、公害の原因となる行為及び環境の保全等に関して支障を及ぼすおそれのある行為を行おうとする者に対し、指導、助言、要請等を行うことができる。

### (環境教育等の推進)

第11条 町は、住民等が環境の保全等について理解を深めるために、政府の定める環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針に基づき、それぞれの理解に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な措置をとるとともに、住民等が、環境の保全等についての学習活動を自発的に行うことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

### (環境に関する情報の提供)

第12条 町は、住民等の環境の保全等に関する活動の円滑な実施を促進するため、環境に関する情報を提供するよう必要な施策を講ずるものとする。



**(住民等の活動への支援)**

第13条 町は、住民等が自発的に行う環境の保全等に関する事業や活動を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

**(国、北海道、他の市町村等との協力)**

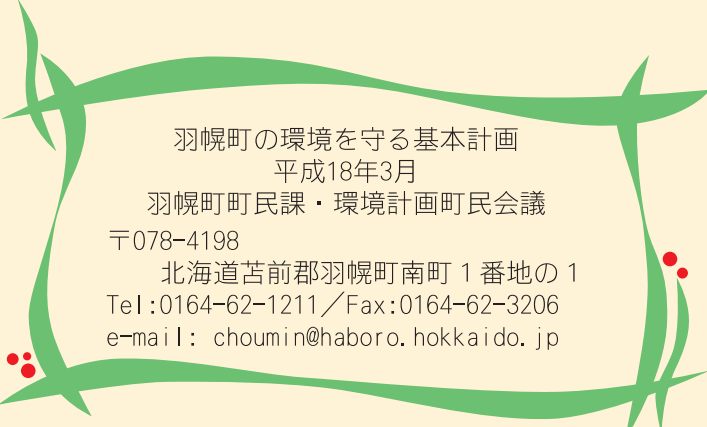
第14条 町は、環境の保全等のために必要な広域的取り組みについて、国、他の公共団体、民間団体、国際機関等と協力して推進に努めるものとする。

**(委任)**

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。



羽幌町の環境を守る基本計画  
平成18年3月

羽幌町町民課・環境計画町民会議

〒078-4198

北海道苫前郡羽幌町南町 1 番地の 1  
Tel:0164-62-1211 / Fax:0164-62-3206  
e-mail: choumin@haboro.hokkaido.jp